

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5年 12月15日(金) 午後3時00分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員(10名)

会長	11番	巴	敏	博	
委員	1番	川	瀬	保	子
	2番	安	部	仁	
	3番	青	山	秀	樹
	5番	嶋	田	治	仁
	6番	乃	村	浩	継
	7番	松	田	耕	治
	8番	五	島	栄	一
	9番	上	野	安	男
	10番	細	川	幹	生

4. 欠席委員(1名) 4番 小林正弘

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第22号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第5	報告第23号 農地移動適正化あっせんの結果について
第5	議案第29号 賃貸借の合意による解約について
第6	議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第38号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	迫	田	久	
係長	榎	智	広	
行政専門員	藤	原	勝	美

7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和5年第11回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。 会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 皆さん、こんにちは。第11回農業委員会総会におきまして、年末のお忙しいなか、出席下さいましてありがとうございます。また、JAとの意見交換会にも出席いただき有難うございます。今年も残りあと少しとなり、寒さも段々厳しくなり年末らしくなってきたなと思います。先程、JA組合長が申しておりましたが、夏の猛暑の影響が農畜産物にかなり出て皆さんも大変だったと思います。今年新たに変わりました農業委員さんの今年最後の総会となりましたが、良いお年を迎えていただければと思っております。この後、町長との懇談会と忘年会が控えており、長丁場となりますがよろしくお願いいたします。

それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長： ただいまの出席委員は、10名です。
津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名委員に3番青山委員、5番嶋田委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。
会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処理に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議 長： 続きまして日程第4 報告第22号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第22号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」、今回確認したのは全部で4件です。(株) 柏木農場、(合) 遊佐農場、柳瀬産商(株)、(株) E・H・Fは、いずれも要件を満たしている事を確認いたしました。要件については、次のページに記載しておりますので、ご確認下さい。報告は以上です。

議 長： 報告が終わりました。報告第22号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第22号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第5 報告第23号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第23号「農地移動適正化あっせんの結果について」報告いたします。

あっせん委員 巴委員・五島委員・安部委員・青山委員

あっせん日 令和5年12月12日 1回 内容 売買

農地の内訳

譲渡人 緑町 ●●

譲受人 達美 ●●

農地の所在 達美 ●●外 合計2筆 地目 畑

合計面積 39,995㎡

売買価格 ●●円 10a当り ●●円です。

農地の場所は次のページの航空写真に記載しておりますので、ご確認下さい。報告は以上です。

議 長： 報告終わりました。報告第23号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第23号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第6 議案第29号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案第29号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。賃貸借による合意解約です。

番号7

賃貸人 最上 ●●

賃借人 布川 ●●

土地の所在 最上 ●●外 合計7筆 地目 畑

合計面積 61,626㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和4年5月1日 終期 令和6年11月30日

全契約地 61,626㎡

合意が成立した日 令和5年12月7日

番号8

賃貸人 双葉 ●●

賃借人 活汲 ●●

土地の所在 恩根 ●●外 合計5筆 地目 畑

合計面積 53,187.69㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和3年12月1日 終期 令和8年11月30日

全契約地 53,187.69㎡

合意が成立した日 令和5年12月8日

番号9

賃貸人 緑町 ●●

賃借人 高台 ●●

土地の所在 達美 ●●外 合計4筆 地目 畑

合計面積 47,974㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和元年12月27日 終期 令和11年11月30日

全契約地 47,974㎡

合意が成立した日 令和5年12月12日

該当箇所は次頁以降に、航空写真を添付しておりますので、ご確認ください。
説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。これより、議案第29号について、質疑を求めます。

嶋田委員： 合意解約通知位置図No.8に記載の●●―●が太枠で囲んでいるが、間違いではないか。

事務局長： 委員ご指摘の通り、対象外の農地ですので、訂正願います。誠に申し訳ありません。

議 長： 嶋田委員よろしいですか。他にありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。これより議案第29号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第7 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： これより議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

(所有権の移転)

番号28

譲渡人 ●● ●●

譲受人 大通 ●●

土地の所在 相生●●外 合計 4筆

地目 公簿 牧場・畑 現況 畑

面積 2,109㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 贈与

土地引き渡しの時期 許可後

移転後経営面積 1,558,824㎡

申請理由 貸主 農地の有効活用のため
借主 農地経営規模拡大、効率化のため

(賃借権)

番号 29

貸主 双葉 ●●

借主 双葉 ●●

土地の所在 恩根●●外 合計 14筆

地目 公簿 畑・山林・宅地 現況 畑

合計面積 189,940.69㎡の内 135,630㎡

利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和5年12月18日 終期 令和10年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円

設定後事業面積 1,200,020.24㎡

申請理由 貸主 農地の有効活用のため

借主 農地の経営規模拡大、効率化のため

(使用貸借)

番号 30

貸主 大通 ●●

借主 大通 ●●

土地の所在 栄●●外 合計 45筆

地目 公簿 畑・原野・山林・牧場 現況 畑・牧場

合計面積 864,468㎡

利用状況 普通畑・採草放牧地 契約種類 使用貸借権

始期 令和5年12月18日 終期 令和8年11月30日

設定後事業面積 1,558,824㎡

申請理由 貸主 農地の有効活用のため

借主 農地の経営規模拡大、効率化のため

次頁以降に法第3条に係る調査書、該当地の航空写真で添付しております。
ご確認ください。説明は以上です。

議長： 説明が終わりました。これより議案第30号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。 これより議案第30号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第8 議案第31号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第31号「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。

(所有権の移転)

番号26

移転をする者 緑町 ●●

移転を受ける者 達美 ●●

所有権を移転する土地 所在 達美●●外 合計2筆 地目 畑

合計面積 39,995㎡

移転の内容 種類 所有権 内容 普通畑

移転時期 令和5年12月18日

対価 ●●円 10a当り●●円です。

当事者間の法律関係 売買 となっております。

(賃貸借)

番号27

設定をする者 大昭 ●●

設定を受ける者 大昭 ●●

利用権を設定する土地 所在 大昭●●外 合計11筆 地目 畑

合計面積 70,000㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和5年12月18日 終期 令和10年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

(賃貸借)

番号28

設定をする者 相生 ●●
設定を受ける者 布川 ●●
利用権を設定する土地 所在 相生●●外 合計3筆 地目 畑
合計面積 58,107㎡の内 50,000㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和5年12月18日 終期 令和10年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号29

設定をする者 共和 ●●
設定を受ける者 共和 ●●
利用権を設定する土地 所在 共和●●外 合計4筆 地目 畑
合計面積 42,036㎡の内 23,000㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和5年12月18日 終期 令和8年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号30

設定をする者 共和 ●●
設定を受ける者 共和 ●●
利用権を設定する土地 所在 共和●● 合計1筆 地目 畑
合計面積 10,723㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和5年12月18日 終期 令和10年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号31

設定をする者 北見市 ●●
設定を受ける者 沼沢 ●●
利用権を設定する土地 所在 沼沢●●外 合計2筆 地目 畑
合計面積 20,482㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和5年12月18日 終期 令和10年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号32

設定をする者 共和 ●●
設定を受ける者 活汲 ●●
利用権を設定する土地 所在 共和●●外 合計11筆 地目 畑
合計面積 53,333㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和8年12月31日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号33

設定をする者 活汲 ●●
設定を受ける者 活汲 ●●
利用権を設定する土地 所在 活汲●●外 合計5筆 地目 畑
合計面積 65,000㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和15年12月31日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号34

設定をする者 達美 ●●
設定を受ける者 活汲 ●●
利用権を設定する土地 所在 達美●●外 合計2筆 地目 畑
合計面積 41,841㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和10年12月31日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号35

設定をする者 札幌市 ●●
設定を受ける者 活汲 ●●
利用権を設定する土地 所在 上里●●外 合計2筆 地目 畑
合計面積 55,115㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和10年12月31日

借賃 ●●円 10a 当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号36

設定をする者 札幌市 ●●
設定を受ける者 上里 ●●
利用権を設定する土地 所在 上里●●外 合計3筆 地目 畑
合計面積 55,205㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和10年12月31日
借賃 ●●円 10a 当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号37

設定をする者 札幌市 ●●
設定を受ける者 上里 ●●
利用権を設定する土地 所在 上里●● 1筆 地目 畑
合計面積 23,542㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和10年12月31日
借賃 ●●円 10a 当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号38

設定をする者 共和 ●●
設定を受ける者 達美 ●●
利用権を設定する土地 所在 共和●●外 合計3筆 地目 畑
合計面積 15,143㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和10年12月31日
借賃 ●●円 10a 当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号39

設定をする者 豊永 ●●
設定を受ける者 豊永 ●●
利用権を設定する土地 所在 豊永●●外 合計7筆 地目 畑
合計面積 60,508㎡の内 39,508㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和8年12月31日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号40

設定をする者 達美 ●●
設定を受ける者 共和 ●●
利用権を設定する土地 所在 達美●● 合計1筆 地目 畑
合計面積 15,322㎡の内 11,200㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和8年12月31日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号41

設定をする者 北見市 ●●
設定を受ける者 共和 ●●
利用権を設定する土地 所在 共和●● 合計1筆 地目 畑
合計面積 39,497㎡の内 32,000㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和10年12月31日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号42

設定をする者 北見市 ●●
設定を受ける者 共和 ●●
利用権を設定する土地 所在 共和●● 合計1筆 地目 畑
合計面積 14,672㎡の内 8,000㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和10年12月31日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号43

設定をする者 美幌町 ●●
設定を受ける者 共和 ●●

利用権を設定する土地 所在 共和●● 合計1筆 地目 畑
合計面積 14,221㎡の内 5,000㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和10年12月31日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号44

設定をする者 活汲 ●●
設定を受ける者 二又 ●●
利用権を設定する土地 所在 二又●●外 合計9筆 地目 畑
合計面積 52,949㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和8年12月31日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号45

設定をする者 豊永 ●●
設定を受ける者 豊永 ●●
利用権を設定する土地 所在 豊永●● 合計1筆 地目 畑
合計面積 13,971㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和8年12月31日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号46

設定をする者 豊永 ●●
設定を受ける者 活汲 ●●
利用権を設定する土地 所在 双葉●● 合計1筆 地目 畑
合計面積 4,603㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和6年1月1日 終期 令和8年12月31日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号47

設定をする者 共和 ●●

設定を受ける者 恩根 ●●

利用権を設定する土地 所在 双葉●●外 合計2筆 地目 畑

合計面積 16,098㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和6年1月1日 終期 令和10年12月31日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号48

設定をする者 緑町 ●●

設定を受ける者 高台 ●●

利用権を設定する土地 所在 達美●●外 合計4筆 地目 畑

合計面積 40,172.41㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和5年12月18日 終期 令和10年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。ご確認ください。
以上です。

事務局長：(10a当たり単価を補足説明する。)

議長：説明が終わりました。これより議案第31号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長：質疑終了します。

これより議案第31番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長：異議ないものと認め、議案第31号原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

(終了 15時45分)